

天草市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費及び宿泊費支援事業

天草市では、最寄りの分娩取扱施設等まで60分以上の移動時間を要する妊婦に対して、妊婦健康診査時の交通費、出産時の交通費及び宿泊費の助成を行います。



●対象者

- ・天草市に住所を有する人
- ・自宅又は里帰り先から最寄りの分娩取扱施設等まで60分以上の移動時間がかかること
(自宅からの場合、牛深地域の一部：魚貴町池田、牛深町天附と御所浦地域が対象となります。
ただし、御所浦地域は、船賃の助成を既に実施しているため、宿泊費のみ対象となります。)
- ・ハイリスク妊婦の場合は、最寄りの周産期母子医療センターまで60分以上の移動時間がかかること
(熊本県内の周産期母子医療センター：熊本市市民病院、熊本大学病院、熊本赤十字病院、福田病院)

●助成額

【妊婦健康診査時】 ※令和7年4月1日以降の妊婦健康診査が対象

交通費	・自家用車を利用した場合：移動距離(km)に37円を乗じた額の8割 ・公共交通機関(バス・電車)を利用した場合：運賃の8割 ※受診回数上限：14回(妊娠後期に遠方の分娩取扱施設に切り替えた場合は7回) ※タクシーの利用は対象外となります。
-----	---

【出産時】

交通費	・自家用車を利用した場合：移動距離(km)に37円を乗じた額の8割 ・タクシーを利用した場合：実費額の8割 ・公共交通機関(バス・電車)を利用した場合：運賃の8割 ※前泊する場合の交通費(往路)は、宿泊施設までとなります	
宿泊費	実費額(1泊9,800円上限)から1泊につき、2,000円を差し引いた額	

●申請書類

- ・天草市妊婦に対する遠方の分娩施設等への交通費及び宿泊費支援事業助成申請書
(①出産時と②妊婦健康診査時の2種類の申請書があります)
- ・交通費(タクシー代のみ)に係る領収書(利用日もわかるもの)の写し
- ・宿泊費に係る領収書(宿泊者氏名、利用日もわかるもの)の写し
- ・出産日及び分娩した施設がわかるもの(母子健康手帳)の写し
- ・ハイリスク妊婦であることがわかるもの(入院時の診療報酬明細書に「ハイリスク妊娠管理加算」、「ハイリスク分娩管理加算」、「総合周産期特定集中治療室管理料」のうち、いずれかが記載されているもの)の写し



※申請は、出産後、6カ月以内に申請してください。

(令和7年4月1日から同9月30日までに出産した場合は、令和8年3月31日までに申請してください。)

【お問い合わせ先】

〒863-0034 天草市浄南町4-15 複合施設こころす内
天草市こども家庭センター【母子保健機能】
電話：0969-22-0404